

鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第7号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む）の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和8年9月1日

鳥栖・三養基地区消防事務組合
管理者 向 門 慶 人

- 1 インターネットを利用して閲覧に供する方法
鳥栖・三養基地区消防事務組合ホームページ
(<https://www.fire119-tosumiyaki.jp>) において公表する。
- 2 閲覧所を設けて閲覧に供する方法
次に掲げる閲覧所において公表する。
鳥栖・三養基地区消防事務組合 消防本部総務課内
(鳥栖市本町三丁目1488番地1)

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。